



### 第 3 3 号議案

令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分（専決  
第 1 号）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり  
専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 8 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三



専決第1号

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75,774千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,288,858千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記は、急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月1日

宍粟市長 福元 晶



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,150,941	75,774	2,226,715
	2 国庫補助金	843,756	75,774	919,530
歳入	合 計	23,213,084	75,774	23,288,858

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,166,502	26,000	3,192,502
3 民生費	1 総務管理費	2,758,986	26,000	2,784,986
	2 児童福祉費	6,704,405	2,701	6,707,106
6 商工費		2,527,554	2,701	2,530,255
		799,048	47,073	846,121
歳出	1 商工費	799,048	47,073	846,121
	合計	23,213,084	75,774	23,288,858

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

1 総括  
歳入

款		補正前の額	補正額	計
15	国庫支出金	2,150,941	75,774	2,226,715
	歳入合計	23,213,084	75,774	23,288,858

(単位：千円)

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,166,502	26,000	3,192,502	26,000			
3 民生費	6,704,405	2,701	6,707,106	2,701			
6 商工費	799,048	47,073	846,121	47,073			
歳出合計	23,213,084	75,774	23,288,858	75,774			

2 歳入  
 (款) 15 国庫支出金  
 (項) 2 国庫補助金  
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	52,631	73,073	125,704	1 総務管理費補助金	73,073	特別定額給付金給付事務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	478,159	2,701	480,860	2 児童福祉費補助金	2,701	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金
計	843,756	75,774	919,530			

3 歳出

(単位：千円)

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	一般財源		区 分	金 額		
					国県支出金	地方債				その他
17 特別定額 給付金事 業費	0	26,000	26,000	26,000			1 報 酬	850	会計年度任用職員報酬	850
							3 職員手当等	2,500	時間外勤務手当	2,500
							4 共 済 費	150	会計年度任用職員社会保険料等	150
							8 旅 費	50	普通旅費	50
							10 需 用 費	4,750	文具消耗器材 公用車燃料代 諸帳票印刷代 物品修繕料	2,600 50 2,000 100
							11 役 務 費	12,700	電話料 郵便料 事務機器設定等手数料 口座振込等事務手数料	200 10,000 500 2,000
							12 委 託 料	2,000	システムセットアップ業務委託料	2,000
							13 使 用 料 及 び 賃 借 料	3,000	事務機器借上料	3,000
計	2,758,986	26,000	2,784,986	26,000						

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

5 児童手当 等支給費	635,308	2,701	638,009	2,701			1 報 酬	157	会計年度任用職員報酬	157
							3 職員手当等	180	時間外勤務手当	180
							4 共 済 費	25	会計年度任用職員社会保険料等	25

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				財源			区分	金額	
				特定財源	一般財源	その他			
国県支出金	地方債	その他							
							10需用費	174	文具消耗器材 諸帳票印刷代
							11役務費	405	郵便料
							12委託料	1,760	システム改修業務委託料
計	2,527,554	2,701	2,530,255	2,701					

(款) 6 商工費 (項) 1 商工費

2 商工業振興費	512,173	47,073	559,246	47,073			12委託料	47,073	休業要請事業者経営継続支援事業委託料
計	799,048	47,073	846,121	47,073					

### 第 3 4 号議案

令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分（専決  
第 2 号）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり  
専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 8 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三



専決第2号

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度宍粟市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,706,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,995,258千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記は、急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月7日

宍粟市長 福元 晶



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金			2,226,715	3,706,400	5,933,115
		2 国庫補助金	919,530	3,706,400	4,625,930
歳入	合	計	23,288,858	3,706,400	26,995,258

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,192,502	3,706,400	6,898,902
	1 総務管理費	2,784,986	3,706,400	6,491,386
歳出	合計	23,288,858	3,706,400	26,995,258

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,226,715	3,706,400	5,933,115
歳入合計	23,288,858	3,706,400	26,995,258

歳出

(単位：千円)

	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
					特 定 財 源			
					国県支出金	地方債	その他	
2	総務費	3,192,502	3,706,400	6,898,902	3,706,400			一般財源
	歳出合計	23,288,858	3,706,400	26,995,258	3,706,400			

2 歳入  
 (款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	125,704	3,706,400	3,832,104	1 総務管理費補助金	3,706,400	特別定額給付金給付事業費補助金
計	919,530	3,706,400	4,625,930			3,706,400

3 歳出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
17 特別定額 給付金事 業費	26,000	3,706,400	3,732,400	3,706,400			18 負担金、補助 及び交付金	3,706,400	特別定額給付金 3,706,400
計	2,784,986	3,706,400	6,491,386	3,706,400					

### 第 3 5 号議案

#### 宍粟市支えあいの輪寄付金条例の制定について

宍粟市支えあいの輪寄付金条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月18日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

## 宍粟市条例第 号

### 宍粟市支えあいの輪寄付金条例

#### (目的)

第1条 この条例は、善意による寄付を広く募り、その寄付金を財源として、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民への経済的支援、中小事業者への事業活動支援及び地域の活力の回復支援に資することを目的とする。

#### (基金の設置)

第2条 前条の目的を達成するために、寄付者から收受した寄付金を適正に管理運用する宍粟市支えあいの輪基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (寄付者への配慮)

第3条 市長は、基金の積立て、管理、処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の善意が反映されるよう十分配慮しなければならない。

#### (基金の積立て)

第4条 基金として積み立てる額は、寄付された寄付金及び基金から生ずる収益とする。

#### (基金の管理)

第5条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金等、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (基金の処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

#### (運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年この条例の運用状況について、公表しなければならない。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年3月31日をもって失効する。

宍粟市規則第 号

宍粟市支えあいの輪寄付金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市支えあいの輪寄付金条例（令和2年宍粟市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ等)

第2条 寄付金は、寄付の申し出により受け付けるものとする。

2 市長は、寄付の申し出又は收受した寄付金が公序良俗に反するものと認められる場合は、寄付の申し出を拒否し、又は收受した寄付金を返還することができる。

3 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄付金台帳等の作成)

第3条 市長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳を作成しなければならない。

2 市長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(運用状況の公表)

第4条 条例第7条の規定による運用状況の公表は、次の方法で行うものとする。

- (1) 宍粟市ホームページへの掲載
- (2) 宍粟市広報への掲載

2 公表の時期は、毎年5月とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年3月31日をもって失効する。

### 第36号議案

#### 令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,195,301千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月18日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15	国庫支出金		5,933,115	176,589	6,109,704
	1	国庫負担金	1,296,567	1,417	1,297,984
	2	国庫補助金	4,625,930	175,172	4,801,102
19	繰入金		448,917	23,454	472,371
	1	基金繰入金	448,917	23,454	472,371
歳	入	合計	26,995,258	200,043	27,195,301

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,707,106	140,820	6,847,926
	1 社会福祉社費	3,836,792	5,827	3,842,619
6 商工費	2 児童福祉社費	2,530,255	134,993	2,665,248
		846,121	54,000	900,121
8 消費防費	1 商工費	846,121	54,000	900,121
		1,027,394	5,223	1,032,617
	1 消費防費	1,027,394	5,223	1,032,617
歳出	合計	26,995,258	200,043	27,195,301

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,933,115	176,589	6,109,704
19 繰入金	448,917	23,454	472,371
歳入合計	26,995,258	200,043	27,195,301

## 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 民生費	6,707,106	140,820	6,847,926	136,207		4,613	
6 商工費	846,121	54,000	900,121	40,382		13,618	
8 消費費	1,027,394	5,223	1,032,617			5,223	
歳出合計	26,995,258	200,043	27,195,301	176,589		23,454	

2 歳入

(単位：千円)

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	1,250,031	1,417	1,251,448	1 社会福祉費負担金	1,417	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金
計	1,296,567	1,417	1,297,984			

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	3,832,104	130,242	3,962,346	1 総務管理費補助金	130,242	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	480,860	44,930	525,790	2 児童福祉費補助金	44,930	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金
計	4,625,930	175,172	4,801,102			

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	91,426	23,454	114,880	1 財政調整基金繰入金	23,454	財政調整基金繰入金
計	448,917	23,454	472,371			

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
1 社会福祉総務費	736,783	5,827	742,610	1,417		4,410	18 負担金、補助及び交付金	3,937	要保護・準要保護世帯への食の安定支援給付金 3,937
計	3,836,792	5,827	3,842,619	1,417		4,410	19 扶助費	1,890	住居確保給付金 1,890

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

5 児童手当等支給費	638,009	134,993	773,002	134,790		203	11 役務費	203	郵便料 203
計	2,530,255	134,993	2,665,248	134,790		203	18 負担金、補助及び交付金	134,790	子育て世帯への臨時特別給付金 しそこのこども生き活き応援金 44,930 89,860

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 工業振興費	559,246	54,000	613,246	40,382		13,618	18 負担金、補助及び交付金	54,000	市内事業者水道基本料金助成金 事業継続応援給付金 テイクアウト応援事業補助金 22,800 25,000 6,200
計	846,121	54,000	900,121	40,382		13,618			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

6 災害対策費	21,926	5,223	27,149			5,223	10 需用費	3,531	災害用消耗器材 3,531
計	1,027,394	5,223	1,032,617			5,223	17 備品購入費	1,692	災害対策用備品購入費 1,692

### 第37号議案

#### 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

消防ポンプ自動車購入に係る契約を次のとおり締結するため、宍粟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宍粟市条例第56号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月18日提出

宍粟市長 福元晶三

1. 件名	消防ポンプ自動車購入
2. 契約金額	48,939,000円
3. 契約の相手先	兵庫県たつの市新宮町井野原276番地1 有限会社 岡本ポンプ 代表取締役 岡本 正

(参考) 納期：契約の日から令和3年3月12日まで

